



岐阜県広報



岐阜県からのお知らせ

点字版・音声版をご希望の方は、県広報課へご連絡ください
音声版には、CD（デージー編集）もあります

この情報は平成27年10月22日現在のものです。
この紙面に関するお問い合わせは、県広報課まで ☎058(272)1111(代) FAX058(278)2506

情報ボックス

案内 消防団活動に協力する事業所等に対する事業税の優遇措置

県では、消防団員である従業員が消防団活動に参加しやすい環境づくりに取り組んでいる事業所や、消防団の活動に協力している事業所等を支援するため、事業税の減税による優遇措置が受けられる制度を開始します。

- 開始時期／平成28年4月1日～
- 対象／認定要件を満たす法人または個人
- 適用税目と期間／法人事業税：平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に終了する各事業年度。個人事業税：平成29～30年度（平成28年～29年の所得に対して課税）。詳しくはWebをご覧ください。
- 問／県消防課 ☎058(272)1122

消防団 支援減税

案内 ぎふ性暴力被害者支援センターを開設しました

県では、性暴力被害者の支援を行うため、「ぎふ性暴力被害者支援センター」を開設しました。ひとりで悩んでいませんか？私たちに相談ください。※相談無料

- 相談時間／24時間・365日
- 相談電話／24時間ホットラインやさしく ☎058(215)8349
- 問／ぎふ犯罪被害者支援センター ☎058(275)3933

ぎふ性暴力被害者支援センター

案内 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

戦後70年にあたり、平和と繁栄の礎となった戦没者等に国から改めて弔慰の意を表するため、一定範囲の遺族に対して「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」（第10回特別弔慰金）が支給されます。

- 支給内容／額面25万円、5年償還の記名国債
- 請求期間／平成30年4月2日まで
- 請求窓口／お住まいの市町村の特別弔慰金担当課
- 問／お住まいの市町村の特別弔慰金担当課または県地域福祉国保課 ☎058(272)8349

案内 「清流の国ぎふっこ応援券」の交付申請をお忘れなく！

県では、出産世帯を応援するため、県内の店舗等で使用できる「清流の国ぎふっこ応援券」の交付申請を受け付けています。対象となる方は、期限までに、必ず申請するようお願いします。

- 申請期限／平成28年1月15日（金）（消印有効）
- 使用期限／平成28年2月15日（月）
- 交付額／【第1子】5万円、【第2子】7万円、【第3子以降】10万円
- 申請できる方／平成27年4月から同年12月末までに出生し、最初の住民登録が県内である子と同一の住民票に登録のある父親または母親
- 申請方法／次の書類を申請先へ郵送
①交付申請書（市町村の住民票窓口又は県庁ウェブサイトから入手可）②世帯全員の省略のない住民票など
- 申請先・問／ぎふっこ応援券窓口 ☎058(274)0526

ぎふっこ応援券

募集 親子「森・川・海」体験ツアー冬コース参加者募集

流域の自然にふれながら、親子で遊び、学ぶツアーです。※要申込

- とき／平成28年1月中旬
- ところ／岐阜県内
- 定員・料金／コースにより異なります
- 申込方法／FAXまたはメールで申込先へ
- 申込期間／11月下旬から開始（先着順）
申込やコース内容など、詳しくはウェブサイトをご覧ください。

名鉄観光 清流の国ぎふ

申込先・問／名鉄観光サービス(株)岐阜支店

☎058(265)8103

FAX058(263)5059

募集 紺野美沙子氏朗読会の参加者を募集します

岐阜県図書館では、女優紺野美沙子氏による朗読会を開催します。※要申込・無料

- とき／平成28年1月24日（日）14:00～
- ところ／岐阜県図書館多目的ホール（岐阜市）
- 対象／小学生及び保護者
- 定員／300人（先着順）
- 申込方法／県図書館ウェブサイト、電話、または図書館カウンターでの直接申込み
- 申込期間／12月11日（金）～平成28年1月8日（金）（必着）
- 申込先・問／岐阜県図書館企画課 ☎058(275)5111

岐阜県図書館



いじめを防止

vol.9

わたしたちが子どもたちを見守ります

●はっとり酒店（土田）



お酒の味わいは、造られる土地の水や、その土地のお米から作りだされるものです。その土地がお酒のふるさとであり、味わうことはそのふるさとの土地を楽しむこと。そんな「ふるさとのおいしいお酒」を取り扱って、祖父の代から 80 年間、土田で商売をしています。

いじめ防止には強く関心を持っていて、店の掲示物で告知をしたり、配達が通学時間と重なるときには、学校の近くを通過して子どもたちの様子を見守ったりしています。

子どもたちと関わるなかで感じることは、子どもたちは場所によって見える姿が全然違うということです。子どもたちの間に入っていかなければ、いじめはなかなか見えてきません。

いじめを含め、さまざまな問題を防止するには、やはり地域の見守りが大切です。子どもを持つ親が意識や知識を持つとともに、周りの環境を整えていくことが大事だと思います。

このコーナーでは、子どもへの声かけや見守りなど、いじめ防止につながる取り組みをしていただいている事業所や団体を紹介しています。

いじめ防止協力事業所・団体は随時募集中です。

問合先 人づくり課

広告

財源と市民負担の公平性を確保

「可児市債権管理条例」を施行します

市の債権を適正に管理し、滞納額の縮減を図るために債権管理条例を制定し、平成 28 年 1 月 1 日から施行します。

条例の主な内容

・市が取り扱うすべての債権（金銭債権）を対象とします。

○市税・国民健康保険税

滞納処分により強制徴収できる債権

○強制徴収公債権

地方税の滞納処分の例により強制徴収できる債権

（介護保険料、保育園保育料、下水道使用料など）

○非強制徴収公債権

強制徴収公債権以外で裁判手続きによる強制徴収が必要な債権

（児童手当・児童扶養手当返還金など）

○私債権

契約などに基づいて発生し、裁判手続きによる強制徴収が必要な債権

（水道料金、学校給食費、市営住宅使用料など）

- ・納付がない場合、未納の状況に応じて、督促状の送付や財産の差し押さえ、裁判手続きによる強制徴収などを行います。
- ・納付が困難な場合に、徴収の停止や履行期限の延長を行います。
- ・滞納者情報について、必要なものに限定し、市の所管課間で共有します。

施行により期待される効果

- ・規定の明確化による、滞納債権の回収の強化
- ・所管課間の滞納者情報の共有による、効率的な納付指導や徴収

納付が困難な場合は、すみやかに納付相談を

やむを得ない事情により納付が困難な場合は、分割での納付や履行期限の延長などの手続きを行える場合があります。納付についてお困りのことがありましたら、速やかに各担当課にご相談ください。

市民の皆さんと市で、共通の相互認識のもとで、滞納を早期に解消していくための方策を見つけていきましょう。

問合先 収納課